

■土地利用の方針図

<市域全体>
 ・都市拠点における都市機能の展開
 ・広域幹線道路等の沿道における市街地環境の改善・形成
 ・緑地保全のための都市計画の活用等による開発抑制
 ・適正な土地利用を目指した都市計画の見直しや建築規制
 ・住宅市街地における良好な住環境の維持・形成

墓地造成等の
 事業を制限する区域
 ((3) 該当区域)

<向陽台地区・長峰地区・若葉台地区>
 ・緑豊かでふれあいのある市街地の維持・成熟化

<坂浜地区>
 ・自然と農を楽しむ豊かなまちづくりの推進

<平尾地区>
 ・団地再生を契機とした地域の活性化

<百村地区・坂浜西地区>
 ・三沢川沿いや鶴川街道沿いにおける
 緑豊かで良好な市街地の維持・形成

<大丸地区・東長沼地区・押立地区・矢野口地区>
 ・緑と水を活かした市街地の維持・形成

墓地造成等の
 事業を制限する区域
 ((3) 該当区域)

<南山東部地区・百村地区・坂浜地区・平尾地区>
 ・多摩丘陵の地形を活かした「地域資源活用型」のまちづくり

